

公益社団法人福知山市文化協会

令和6年度第4回理事会議事録

- 1 日 時 令和7年3月7日（金）19時～20時
- 2 場 所 市民交流プラザふくちやま 3階視聴覚室
- 3 理事数 18名（定足数10名）
- 4 出席者 理 事 14名
足立由香理 池田 聡 大西裕美 大橋恒雄 尾松克巳
衣川洋子 桐村一彦 塩見榮子 塩見正仁 田淵百合子
徳永貴光 稗田勅子 前田竹司 前原克子
監 事 2名
榎原博雄 山口 誠
- 5 欠席者 理 事 4名
大槻 紘 折杉浅子 小橋美蘭 山路聖市
監 事 0名
- 6 議 題
- | | | |
|--------|-------------------------|------|
| 第1号議案 | 令和7年度事業計画について | 決議事項 |
| 第2号議案 | 令和7年度収支予算について | 決議事項 |
| 第3号議案 | 令和7年度資金調達及び設備投資の見込みについて | 決議事項 |
| 第4号議案 | 令和6年度第2回総会の招集について | 決議事項 |
| 第5号議案 | 会員の資格の取得について | 承認事項 |
| 報第1号議案 | 会員の退会について | 報告事項 |

7 議事の経過及びその結果

定刻19時、司会者池田聡理事兼事務局長より上記出席状況の報告があり、理事の過半数を満たし本日の理事会が有効に成立した旨を宣言した。

さらに、定款第32条の定めにより前田竹司会長が議長にあたること、及び定款第34条第2項の定めにより、出席した代表理事である前田会長並びに榎原博雄監事及び山口誠監事が議事録に記名押印することの説明があった。

次いで前田会長が議長となり、下記のとおり審議した。

第1号議案 令和7年度事業計画について

最初に、前田会長より令和7年度事業計画及び収支予算の概要について、次のとおり説明があった。

〔基本的な考え方〕

令和4年度から始まった中期経営計画の取り組みの中間年にあたる令和6年度に、福知山市所管部署（文化・スポーツ振興課）が外部有識者による福知山市外郭団体三次評価を受けた。その結果、明らかになった課題を改善すべく、事業展開や予算執行に努めるとともに、当協会の安定した持続的な活動の展開に向け、所管部署とさらに連携を密にし、市民文化の向上・発展のため取り組みを進めていく。

〔事業計画の概要〕

事業計画の主な変更点については、50回の回数を重ねてきた「文学のしるべ」を一定の成果が上がったものと判断し、令和6年度で最終とする。

その他の事業についても、単なる前例踏襲ではなく、各事業の実行委員会等により工夫を凝らし事業執行に努めるとともに、令和8年度の当協会創立80周年記念事業に向けての検討を始める。

〔収支予算の概要〕

新公益法人制度への対応などのため事務局体制を強化し、臨時職員1人を4時間／日、週3日勤務を基本に年間雇用する。

赤字分については、コロナ禍のため事業を実施できなかったことにより蓄積した一般会計の遊休財産の一部を充当する。

続いて、前田議長の指示により、池田専務理事兼事務局長より議案資料に基づき変動の大きい内容を中心に次のとおり説明があった。

〔文化振興事業の実施〕

記載の各事業について、前年度に基き継続実施する。

ただし従来、福知山市厚生会館を使用し開催してきた事業については、先行きが不透明な中、開催場所はその都度協議し決定する。

〔中丹地域における文化事業に対する協力及び支援〕

中丹文化協会連絡協議会の事務局が綾部市文化協会から舞鶴市文化協会に変更となるほか、福知山市域文化協会連絡協議会の事務局が三和町文化協会から大江町文化

協会に変更となる。

〔文化活動に貢献した団体及び個人の顕彰〕

各加盟団体からの推薦などにより顕彰審査委員会での審査を経て、新年互礼会の席上、文化活動に貢献した団体及び個人の顕彰を行う。

令和7年度では新たに、福知山市内の高等学校や大学にも推薦を依頼する。

前田議長は第1号議案について質疑がないか諮ったところ発言がなかったため、挙手により採決を行い、出席理事全員賛成で原案のとおり可決した。

第2号議案 令和7年度収支予算について

前田議長の指示により、池田専務理事兼事務局長より議案資料に基づき次のとおり報告があった。

〔経常収益〕

受取会費については190万1,000円とし、令和6年度予算と比較すると12万4,000円の減額となった。

これは、このところ団体所属個人会員の減少傾向にあることを鑑み、会員数を750人として令和6年度予算よりも70人少なく計上したことが大きな要因である。

なお、「入会金及び会費に関する規則」第4条の定めにより、190万1,000円のうち4割にあたる76万400円を公益目的事業に充てている。

事業収益については127万8,000円とし、令和6年度予算と比較すると3万円の増額となった。

これは、特別事業におけるチケット収入の増額を見込んだことによるものである。

受取負担金については69万円とし、令和6年度予算と比較すると1万円の減額となった。

これは、福知山市との共催事業にかかる福知山市からの負担金であるが、会費収入の減少に伴い令和3年度より、事業費を減額せざるを得ない状況になっているためである。

以上、経常収益計については、公益目的事業に452万4,400円、収益事業等に48万2,600円、法人に124万1,000円、合計624万8,000円とし、令和6年度予算の合計と比較すると8万4,000円の減額となった。

〔経常費用〕

給与手当については、事業費と管理費を合わせて270万円とし、令和6年度予算と比較すると36万円の増額となった。

これは、事務局長の給与改定及び臨時職員の雇用期間を半年雇用から年間雇用に変更するためである。

事業費で特に増減が大きいもののうち、消耗品費については7万6,000円とし、令和6年度予算と比較すると3万2,000円の減額となった。

これは、令和6年度実績（見込み）に見合った額としたためである。

委託料については136万2,000円とし、令和6年度予算と比較すると15万6,000円の増額となった。

これは、特別事業の予算の増額に伴うものである。

使用料については68万3,000円とし、令和6年度予算と比較すると6万3,000円の減額となった。

これは、令和6年度実績（見込み）に見合った額としたためである。

賃借料については皆減となった。

これは、令和6年度で計上していた文協フェスティバルのバス運行経費を実績に合わせ計上しなかったためである。

以上、事業費については532万8,249円とし、令和6年度予算と比較すると29万9,749円の増額となった。

管理費で特に増減が大きいもののうち、事務消耗品費については9万円とし、令和6年度予算と比較すると5万円の減額となった。

これは、複合機等のリース終了に伴う機器の入れ替えにより、現在のリソグラフのインクやマスターの交換が不要になるためである。

以上、管理費については129万6,751円とし、令和6年度予算と比較すると5,749円の減額となった。

したがって経常費用計については、公益目的事業に476万4,570円、収益事業等に56万3,679円、法人に129万6,751円、合計662万5,000円となり、合計を令和6年度予算と比較すると29万4,000円の増額となった。

〔当期経常増減額〕

経常収益計624万8,000円から経常費用計662万5,000円を差し引いた当期経常増減額は、公益目的事業でマイナス24万170円、収益事業等でマイナス8万1,079円、法人でマイナス5万5,751円、合計でマイナス37万7,000円となった。

令和7年度だけ見ると赤字予算になるが、令和2年度から3年余り、コロナ禍で事業を実施できず支出のなかった財産が蓄積され、令和2年度から公益社団法人の遊休財産(目的や用途の定めがないまま保有している財産)が保有上限額を上回っており、令和5年度で170万円余となっている。

昨年11月の京都府の立入検査時にもその解消を指摘されており、その一部を充当し対応する。

前田議長は第2号議案について質疑がないか諮ったところ発言がなかったため、挙手により採決を行い、出席理事全員賛成で原案のとおり可決した。

第3号議案 令和7年度資金調達及び設備投資の見込みについて

前田議長の指示により、池田専務理事兼事務局長より議案資料に基づき次のとおり報告があった。

資金調達の見込みについては、「借入れの予定なし」、設備投資の見込みについては、「設備投資の予定なし」である。

前田議長は第3号議案について質疑がないか諮ったところ発言がなかったため、挙手により採決を行い、出席理事全員賛成で原案のとおり可決した。

第4号議案 令和6年度第2回総会の招集について

前田議長の指示により、池田専務理事兼事務局長より議案資料に基づき次のとおり説明があった。

令和6年度第2回総会を3月25日(火)19時から市民交流プラザ3階市民交流スペースで開催する。

議題は先ほど審議した第1号議案「令和7年度事業計画について」及び第2号議案「令和7年度収支予算について」及び第3号議案「令和7年度資金調達及び設備投資の見込みについて」である。

本日この後、それ以外に総会で提案する議題が出てきた場合、追加して記載する。

総会を欠席される場合には書面による議決権の行使を認め、議案ごとに賛否を問うこととする。

前田議長は第4号議案について質疑がないか諮ったところ発言がなかったため、挙手により採決を行い、出席理事全員賛成で原案のとおり可決した。

第5号議案 会員の資格の取得について

前田議長の指示により、池田専務理事兼事務局長より議案資料に基づき次のとおり説明があった。

令和7年4月1日より入会したい旨、1月13日付けでRISE DANCE STUDIOの代表・杉岡美波様より加盟申請書の提出があった。

同団体はダンスのレッスンを通して基礎体力や運動能力、コミュニケーション能力の向上を目指すほか、舞台の出演を通して自己表現力の向上や目標達成への努力の大切さを伝えることを目標に、初心者から熟練者まで複数のコースを設置しレッスンに励んでいるほか、健康法の一環としてヨガの指導も行っている。

前田議長は第5号議案について質疑がないか諮ったところ発言がなかったため、挙手により採決を行い、出席理事全員賛成で原案のとおり可決した。

報第1号議案 会員の退会について

前田議長の指示により、池田専務理事兼事務局長より議案資料に基づき次のとおり説明があった。

令和6年12月31日をもって退会したい旨、12月18日付けで民謡みやび会の代表・寺山千代子様より退会届の提出があった。

前田議長は報第1号議案について質問や意見がないか尋ねたところ発言はなかった。

以上で、事前に予定していた議題の審議を終了し、前田議長はその他議題として取り上げたい内容や、その他の意見、提案等を求めたが発言はなく、以上をもってすべての審議を終了し、20時、前田議長は閉会を宣言した。

